

[3] その他補足資料

4-12 標準歩掛

1. 用地測量業務

(1) 地域区分

地域区分の標準は次のように定める。

- ① 大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部（家屋密度90%程度）
- ② 市街地(甲) 人口約50万人以上の大都市の中心部（家屋密度80%程度）
- ③ 市街地(乙) 上記以外の都市部（家屋密度60%程度）
- ④ 都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域（家屋密度40%）
- ⑤ 耕地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む（家屋密度20%程度）
- ⑥ 原野 木が少なく見通しのよい所
- ⑦ 森林 木が多く見通しの悪い所

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工程	業別	地域	縮尺	工程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査(当初)	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査(追跡)	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
土地協力確認書作成	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×
復元測量	内・外	○	×	不動産調査報告書作成	外	○	×

地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を摘要する（変化率 0）

(5) 用地測量業務歩掛

用地測量業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。

2. 用地調査業務

(1) 打合せ協議

用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、下表により行うものとする。

打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当たり
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

打合せ協議の費用は、用地調査等業務の適正な執行を期するために必要となる監督員等との業務内容、その他の協議、報告等に要する費用とする。

この場合に複数の用地調査の区分（例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」）を同一の業務として発注するときは、いずれかの打合せ協議費用の多額となるもののみを計上するものとする。

(2) 現地踏査

現地踏査は、用地調査等業務の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の用地調査の区分（例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」）を同一の業務として発注するときは、いずれかの現地踏査費用の多額となるもののみを計上するものとする。

(3) 用地調査業務歩掛

用地調査業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。